

平成29年白老町議会産業厚生常任委員会協議会会議録

平成29年12月14日（木曜日）

開 会 午後 2時05分

閉 会 午後 2時20分

○会議に付した事件

1. 町営住宅への入居者資格要件の追加について
-

○出席委員（6名）

委員長	広地紀彰君	副委員長	本間広朗君
委員	氏家裕治君	委員	森哲也君
委員	松田謙吾君	委員	山田和子君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

建設課長	小関雄司君
建設課主幹	田淵正一君

○職務のため出席した事務局職員

主査	増田宏仁君
書記	葉廣照美君

◎開会の宣告

○委員長（広地紀彰君） ただいまより産業厚生常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 2時05分）

○委員長（広地紀彰君） 協議事項といたしまして、町営住宅への入居者資格要件の追加についてということで担当課からの説明を求めます。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） お忙しい中、協議会を開いていただきましてありがとうございます。

町営住宅への入居者資格要件の追加ということで、ご説明させていただきます。

これまでは、公営住宅は60歳未満の単身の方については、法律または条例で入居できないということになっておりましたが、平成24年4月1日に公営住宅法が一部改正されて、同居親族の要件というのが廃止されました。ただ、それは地域の実情に応じて単身者の入居が可能になったということなのですけれども、平成24年4月1日の段階での町営住宅の入居状況、また、サンコープラスが一般町有住宅になったということ、民間のアパートが増加して建築されていたという観点から、従前からの入居資格を継続するというので平成24年4月会議において条例改正して、4月以降も同居親族の要件をそのままにしてきたという部分があります。

そのため、それ以降これまでの状況としては、議会からも言われていますけれども単身者の方の入居についての有無もいろいろ寄せられた部分もありました。今回、町営住宅条例の改正をさせていただいて、単身者の方で要件をクリアできた方については、今後入居をしていただけるような体制づくりを進めたいというものでございます。

条例の改正の理由としましては、昨今の経済状況や不安定な雇用情勢、また単身者が住宅に困窮するというここ1、2年の状況を鑑みまして、入居者の資格の要件を満たす単身者については入居を可能とするといった部分でございます。60歳未満の単身者についても、生活の安定と住宅の利用促進も含めて、白老町営住宅条例の一部を改正させていただきたいといった部分でございます。

3番目に、町営住宅の指定ということなのですけれども、本来ならば全部の公営住宅を開放ということでいけば一番いいかと思うのですけれども、民間との競合ということもありますので、誰でも彼でも、どこの住宅でもということにはできないということ、平家では老朽化が激しいという部分もありまして、ある程度指定をさせていただいた中の住宅について、今回単身者に開放して入居していただくといった措置をとりたいということでございます。

場所といたしましては、美園団地中耐4階建ての3階、4階で、空いている部分については入居していただくという考えでございます。エレベータがないことから空きが出てきているという状況がここ1、2年あります。小さな子供さんのいる方、または高齢の方については3階、4階への入居希望というのは、今のところ全くないような状況でありますので、

このまま空けておくと公営住宅が傷む要因にもなりますので、有効活用をして単身者の方にご利用していただきたいといった考えでございます。

入居要件については、住宅法、または町の条例と同じ要件でございます。収入が基準以下である、市町村民税を滞納していない、暴力団員ではない、住宅に困窮しているといった従前と同じ要件の中で対応させていただきたいと考えてございます。

住宅料については裏面も参照していただきたいと思います。入居する場合には住宅料がいくらからいになるのかといった表でございます。区分と住宅料についても、従前までと全く同じでございます。一人については、区分1から区分4まで年間の収入に応じて下の住宅料も変わってきます。この収入一覧で見ますと、区分4の月額所得13万9,001円から15万8,000円ということで、月の所得が15万8,000円以上あれば単身であっても入居できないということになります。

今回開放する美園団地中耐4階建ての住宅料は、A棟からF2棟まで10棟ございますが、一番安いところだと1万600円になります。一番高いところだとG棟の区分4で1万9,500円、この範囲内でその方の収入に応じて月額の住宅料が決まります。

今回、この条例改正については12月をめどに事務を進めていたのですが、詳細な部分でどうしても12月の条例提案が間に合わなかったということで、今回こういう事前説明の機会をいただきまして、条例の施行については2月1日から施行したいと考えておりますので、それに間に合うような形で1月に条例提案をさせていただきまして、2月1日から施行という形で進めさせていただければということでの説明でございます。

○委員長（広地紀彰君） 各委員から質疑を受け付けたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） この条例改正については、本当に今まで議会からもいろいろな要望があった中で、こういった条例ができたということは、住宅を求めている60歳未満の単身者にとってはいいことだと思います。

今後のことなのですが、入居要件の中に住宅に困窮していることとあります。例えば自宅がある以上は、本来であればこういった公営住宅には入れませんということになります。でも、今回は3階、4階なのですが、高齢者であってまちなかから相当離れた場所に一人で住んでいらっしゃるということになったとき、そういった人たちについては、介護が必要になったり、何かが必要となったりしたときには施設という手もあるのだけれど、そこまでは至らないという人たちに公営住宅に入居してもらえるような、そういう段階があってもいいのではないかと思います。保健師さんとかいろいろな方がそこに足を運ぶという、そういった介護の部分で足を運ぶというのではなくて、身近でそういった人たちを見守ることができる。そしてどうしても自分の生活ができなくなるときは施設というように、そういったものがあっていいような気がするのだけれど、そういったところも視野に入っているのかどうか。今はこういった形の中で、条例改正はするけれども、今後そういったところも視野に入れての考え方があるのかどうか、考え方を聞いておきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 今、氏家委員が言われた持ち家のある方が入居というのは、現実の中では法の縛りと条例の縛りがありますので、今すぐできますということは残念ながら我々も言えませんし、入居をさせるということは不可能といった部分でございますが、そういう状況の方々というのは今後ふえるであろうというのは、我々も想定しております。そういった中では、先般の所管事務調査の中でもサービス付き施設のあっせんですとか、空き家になった後にその空き家をどうするのかというのも含めて、まち全体の問題の中で解決していく方法しかないのかなと思います。

個々にこの人は公営住宅に入れられて、この人は入れられないというような区別というのは、我々行政ではできませんので、あくまでも公平な形の中で、個人にあった生活のありようというのを考えなければならないのかと思いますので、そういった部分では、公営住宅一つを取れば今のところはだめなのですけれども、全体的なまちづくりの中での生活のありようについては、そういうものを念頭に置いて、可能な限り対応できるような考え方というのをもっていかなければならないのかと考えています。

○委員長（広地紀彰君） 氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 小関課長が言われたとおり、建設課でできる問題ではないでしょうし、まちづくり全体の中で考えなければいけない問題だと思うのだけれども、近い将来絶対そういうときが来るのではないかと思うので、今回の産業厚生常任委員会の委員長報告の中でもあったとおり、コンパクトシティと言葉では言うけれども、コンパクトシティとはどういうことを想定して言っているのかということを含めて考えると、高齢者の方々の問題なのです。若い人たちを中心に集める必要など何もないのです。若い人たちは郊外に住んでも全然問題はないのです。でも高齢者の人たちをいかに中心部で、限りある職員だとか限りある人員で、そういった人たちをどう見守っていくかということが一番大きな課題の中で考えられるコンパクトシティだと思うのです。

まして行財政だって、今後町税などの減収が見込まれるという話を聞くと、そういった形の中でどうやったら、少なからず昔から住んでいるところに住んでいたいという気持ちはあるのかもしれないけれど、まちでしっかり高齢者の人たちの生活を見守るといふ形になると、それは高齢者の人たちをいかに近くで見守るかということがコンパクトシティの一番大きな目的ではないかと思ったりするものだから、その辺はまちづくりの中で今後しっかり考えていかなければならない大きな課題なのではないかと感じたのでお聞きしました。

○委員長（広地紀彰君） ほかの委員からの質問はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） 私から1点だけ。条例改正をして、2月1日から施行したいという考えが示されておりますけれども、実際の入居や募集の関係、今後のスケジュール的にはどのような感じですか。やはり新年度に向けてということなんでしょうか。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 施行そのものが2月1日からですので、我々は条例を可決して

いただければ進めたいと思います。今の段階では広報のほうには可決される前なのでまだ載っていないのですが、枠だけは取ってもらって、可決されたらその文言を入れるように準備をしております。可決後、2月1日の広報ですぐ周知をして、受付して順次入居していただきたいと考えています。そういった形のスケジュールで進めますので、2月1日以降順次希望があれば申し込みを受け付け、入居を進めていきたいと思っています。

○委員長（広地紀彰君） わかりました。ほかよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（広地紀彰君） それでは、以上で産業厚生常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後2時20分）